

大津市企業局お客様センター業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市企業局お客様センター業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名 大津市企業局お客様センター業務

(2) 業務内容

ア 窓口受付・収納業務及び関連業務

イ 電話対応業務

ウ ガス家庭用選択約款に係る申込関連業務

エ 水道等開閉栓・現地精算業務及び開閉栓関連業務

オ 検針業務及び検針関連業務

カ 滞納整理業務、債権管理業務、水道給水停止及びガス供給停止業務

キ 水道・ガスメーター管理等業務

ク ガス託送契約に関する業務

ケ 最終保障供給関連業務

コ 水道・下水道・ガス審査等窓口業務

(3) 業務期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は2,412,156,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

(1) 2(2)エ 水道等開閉栓・現地精算業務のうち単価見積によるものの上限は、180,530,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

(2) 2(2)オ 検針業務のうち単価見積によるものの上限は、1,036,120,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

(3) 上記(1)及び(2)以外の業務の上限は、1,195,506,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和8年 9月 4日（金） 公募開始

令和8年 9月10日（木） 業務内容説明会参加受付期限

令和8年 9月14日（月） 予定 業務内容説明会

令和8年 9月16日（水） 質疑受付期限

令和8年 9月29日（火） 予定 質疑に対する回答（ホームページ）

令和 8 年 1 0 月 2 日 (金)	参加申込書等の提出期限
令和 8 年 1 0 月 2 3 日 (金) <u>予定</u>	プロポーザル参加資格審査の結果通知
令和 8 年 1 1 月 9 日 (月)	企画提案書等の提出期限
令和 8 年 1 1 月 1 7 日 (火) <u>予定</u>	プレゼンテーション審査
令和 8 年 1 1 月 2 0 日 (金) <u>予定</u>	プレゼンテーション審査の結果通知
令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月) <u>予定</u>	随意契約の締結

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、単独法人等又は複数の企業等で構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、単独法人等の場合は次の(1)、グループの場合は次の(2)の要件に該当する者とする。なお、どちらの場合でも次の(3)に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

(1) 単独法人等での参加要件

ア 令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、水道・下水道・ガスに係る官公庁が業務委託する同種の業務（窓口収納・開閉栓等の受付業務、検針業務、滞納整理業務）において 1 件以上の元請実績があること。（単年度を 1 件とみなす。）

なお、元請実績は受託区域内の供給戸数が 1 0 万戸以上の区域におけるもの、又は受託区域が複数以上ある場合は、その年間合計戸数が 1 5 万戸以上のものであること。

イ 令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、水道・下水道・ガスに係る官公庁が業務委託する審査等窓口業務において 1 件以上の元請実績があること。（単年度を 1 件とみなす。）

(2) グループの場合の資格要件

ア グループの構成員数は 3 社以下であること。

イ グループの代表企業をプロポーザルに参加する代表者とする。

ウ 代表企業が参加の申請から契約締結まで必要な手続きを行うこと。

エ 代表企業は(1)アに示す要件を満たし、グループ全体として(1)の要件を全て満たすこと。

オ 業務完了時まで代表企業の変更がないこと。

カ 構成員が、単独又は他のグループの構成員として本業務に参加していないこと。

キ 参加申込書の提出時より前にグループを成立させ、本業務の実施に関して適切な役割を担うと共に、すべての構成員が一体となって業務を遂行する体制であること。

(3) 共通の資格要件（グループ参加の場合は、構成企業を含む。）

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。

イ 「大津市物品供給等指名停止基準」又は「大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 次に掲げる税（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）を滞納していない者であること。

(ア) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

(イ) 消費税

(ウ) 地方消費税

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

カ 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(イ) a にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 資本関係

- a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- c a 又は b と同視しうる関係にあると認められる場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずるもの

- b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

d a から c までと同視しうる関係にあると認められる場合

キ 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(ウ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク プライバシーマーク使用許諾事業者であること、又は情報セキュリティポリシーを制定していること。

7 業務内容説明会

(1) 実施日 令和 8 年 9 月 14 日（月）

(2) 会場 大津市役所新館 5 階 251 会議室

※説明会への出席者は、2 名までとする。

説明会に理由もなく欠席した者は、失格とする。

(3) 参加申請 令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 5 時 00 分までに電子メールにて申請すること。なお、時間等詳細については、別途通知する。

※電子メールは、メール件名に「大津市企業局お客様センター業務プロポーザル業務内容説明会参加希望. 送信年月日（西暦 8 桁）. 商号又は名称」と入力して送信すること。

※送信した際には、必ず電話等で送信した旨伝えること。

(4) 提出先 大津市企業局企業経営部料金収納課

電話 077-528-2014

E-mail otsu2802@city.otsu.lg.jp

8 質疑・応答

質問がある場合は、以下の方法により質問を行うこと。ただし、質問ができる者は業務

内容説明会に参加した者のみとする。

- (1) 提出方法 別添の質問書【様式1】により、電子メールにて提出すること。

※電子メールは、メール件名に「大津市企業局お客様センター業務プロポーザル質問、

送信年月日（西暦8桁）、商号又は名称」と入力し、質問書を添付して送信すること。

※送信した際には、必ず電話等で送信した旨伝えること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 提出期限 令和8年9月16日（水）午後5時00分まで（必着）

- (3) 提出先 大津市企業局企業経営部料金収納課

電話 077-528-2014

E-mail otsu2802@city.otsu.lg.jp

- (4) 回答方法 ホームページに掲載（URL <https://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/>）

※ジャンル「企業局」→「入札・契約情報」→「質問に対する回答」

9 プロポーザルへの参加申込

プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「参加希望事業者」という。）は、本実施要領、業務委託仕様書（別紙1-1）、業務細目（別紙1-2）、大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の提出書類を所定の期限までに提出しなければならない。

- (1) 提出書類

ア 参加申込書【様式2】

イ 受託業務実績調書【様式3】

ウ 誓約書【様式4】

エ 法人等の概要【様式5】

オ グループ協定書【様式6】

カ プライバシーマーク使用許諾事業者であること、又は情報セキュリティポリシーを制定していることがわかる書類（ISO27001）

キ プロポーザル参加資格審査結果通知用長形3号封筒（配達証明付き書留郵便代940円切手貼付）

ク 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

(ア) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所などが大津市に存在する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（滞納がないことを確認できるもの）

ただし、法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていること。

(イ) 法人の場合にあつては直近3か月以内の履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書

(ウ) 委任状（本社から支店、営業所等へ契約等の一切の権限を委任する場合）

※なお、各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。

- (2) 提出部数

提出書類は、(1)提出書類のうち、アからオに掲げる書類については、正本1部を提出すること。なお、ウ、エについては、1法人につき1部を提出すること。また、カ及び

クに掲げる書類については、写しも可とする。

(3) 提出期限

令和8年10月2日（金）午後5時00分まで（必着）

(4) 提出方法

郵送に限る。なお、配達されたことが証明できる方法によることとし、締切日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先 〒520-0037

大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留

大津市企業局企業経営部料金収納課

10 参加資格審査及び審査結果の通知

別に定める「大津市企業局お客様センター業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき大津市企業局お客様センター業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、前項により提出された書類について参加希望事業者の資格要件を審査する。

(1) 通知方法 参加希望事業者あてに文書にて通知

(2) 通知時期 令和8年10月23日（金） 発送予定

11 企画提案書等作成方法

(1) 記載事項

企画提案書等作成要領（別紙2）に従い、企画提案書、企画提案書（概要版）、価格見積書【様式7】を提出すること。

(2) 留意事項

企画提案書等作成要領（別紙2）のとおり

12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、業務委託仕様書（別紙1-1）、業務細目（別紙1-2）、企画提案書等作成要領（別紙2）、大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 企画提案書

イ 企画提案書（概要版）

ウ 価格見積書【様式7】

(2) 提出期限 令和8年11月9日（月） 午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法

郵送に限る。なお、配達されたことが証明できる方法によることとし、締切日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 〒520-0037

大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留

大津市企業局企業経営部料金収納課

1 3 審査方法

本実施要領及び業務委託仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、審査委員会が審査を行う。

- (1) 審査方法 プレゼンテーション審査により行う。
- (2) 審査日 令和8年11月17日（火）を予定
なお、応募者が多数の場合は別途審査日を設けるものとする。
- (3) 審査順 企画提案書等を提出された順（受付順）に審査する。
- (4) 審査員 市職員9名を予定
- (5) 会場等 詳細は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。
- (6) 提案時間 30分程度
※プレゼンテーションは原則、センター責任者に就く者が主として行うこと。
- (7) 質疑応答 30分程度
- (8) 参加人数 5名以内
- (9) 履行義務等
ア 審査員による質問に対する回答については、受託者が履行義務を負うことに留意すること。
イ 本市は質問及び回答を録音し、必要と認める事項については書面を作成することがある。なお、書面化にあたっての参加資格者との協議は予定しない。

(10) 審査方法

- ア プロポーザルの評価は審査委員会において審査要領及び審査基準に基づき企画提案等の内容を審査、採点し契約候補者及び次順位候補者（以下「契約候補者等」という。）を選定する。
- イ 契約候補者等の選定は、出席委員の採点の合計点により行う。
第1位の事業者の合計点が同点である場合は、価格評価の点数が高い事業者を第1位とする。また、総合点、価格評価の点数ともに同点の場合は、事務ミス防止と事務の効率化と働き方改革の合計点数の高い事業者を最優先事業者とする。
- ウ 審査要領（別紙3）の項目を基本に審査を実施する。

※ 注意事項

上記の（審査要領）に掲げる評価項目（キ価格評価を除く。）の各委員の合計点の平均点（小数第2位以下切捨て）が6割未満やいずれかの評価項目（キ価格評価を除く。）の各委員の平均点（小数第2位以下切捨て）が著しく低い場合は、契約候補者に選定しない場合がある。

1 4 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知
- (2) 通知時期 令和8年11月20日（金） 発送予定

1 5 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。

- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者又は1グループにつき1案とする。

1.6 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.7 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が、予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異

議を申し立てることはできない。

1 8 問合せ先

大津市企業局企業経営部料金収納課 管理グループ 担当 永山 秋富

電話 0 7 7 - 5 2 8 - 2 0 1 4

F a x 0 7 7 - 5 2 1 - 8 0 8 5

E-mail otsu2802@city.otsu.lg.jp